

堺市不動産事業協同組合規約

(目的)

第 1 条 本組合は、定款第6条により業務執行の円滑を図るため、組合規約を定める。

(運営)

第 2 条 本組合の運営執行は、定款及び規約の定めるところによる。

(理事会)

第 3 条 理事会は、随時に理事長が招集し開催する。

(常務理事会)

第 4 条 本組合に常務理事会を設置する。

2 常務理事会は、理事長、副理事長及び常務理事をもって構成する。ただし、理事長が必要とする場合は、担当理事を招集することができる。

3 常務理事会は、随時に理事長が招集し、各部の執行に関する細部の連絡をなすと共に、理事会に提出する議案を立案するものとする。

(法定脱退)

第 5 条 定款に定めるもののほか、中小企業等協同組合法第 19 条による。

(各部)

第 6 条 本組合に、次の3部3部会を設ける。

- (1) 総務部 総務部会
- (2) 事業部 事業部会
- (3) 経理部 経理部会

2 各部の事務分掌は、別に定める。

(委員会)

第 7 条 本組合は、必要に応じ委員会を設置する。

2 委員会は、理事、組合員及び学識経験者で構成する。

(限度額)

第 8 条 定款第 15 条第 2 項にいう限度額は、手数料、使用料の率又は額の 2 倍を超えてはならない。

(備付帳簿)

第 9 条 本組合事務所に下記の帳簿を備付け、組合員の閲覧に供さねばならない。

- (1) 定款及び規約
- (2) 議事録綴

- (3) 組合員名簿
- (4) 剰余金処分案及び損失金処理案
- (5) 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (6) 出資金台帳

(取引金融機関)

第10条 本組合の取引金融機関は、下記のとおりとする。

- (1) 商工組合中央金庫堺支店
- (2) 大阪信用金庫宿院支店及び堺市駅前支店
- (3) 紀陽銀行堺支店
- (4) 関西みらい銀行堺中央支店
- (5) 近畿労働金庫堺支店
- (6) ゆうちょ銀行
- (7) 三井住友銀行堺支店

(慶 弔)

第11条 慶弔及び見舞金については、別に定める慶弔規定によるものとする。

(規約の改廃)

第12条 本規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

本規約は、組合成立の日より施行する。

- (昭和59年 5月 1日一部改正)
- (昭和60年 4月25日一部改正)
- (昭和62年 4月23日一部改正)
- (平成 8年 4月16日一部改正)
- (平成14年 7月12日一部改正)
- (平成17年 4月26日一部改正)
- (平成28年10月11日一部改正)
- (令和 2年 4月21日一部改正)